



佐伯建設安全衛生推進会

佐伯建設安全衛生推進会 会費(徴収率)の改定について

株式会社佐伯建設では、弊社の作業所で働く皆様が、安心して働くことができる職場を築くため、従来より労働災害防止活動を活発に展開しています。

より充実した活動を推進するため、弊社の作業所に関係の全協力会社の皆様に「佐伯建設安全衛生推進会」に加入していただき、会費を徴収させていただいているところですが、昨今の物価上昇に伴う物品の単価アップや、熱中症対策費のアップ等により、これまでの徴収率では対応が難しくなってきたことから、今回徴収率を改定させていただくこととなりました。

何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 会費は下記の計算で算出し、弊社からの工事代金支払が50万円を超えた場合、相殺により徴収させていただきます。

(従来) 会費 = 月支払金額 × 1.0 / 1,000 (100円未満繰り上げ)

(改定) 会費 = 月支払金額 × 1.5 / 1,000 (100円未満繰り上げ)

但し、支払金額5万円未満の場合は徴収せず、5万円以上50万円以下の場合には一律500円の会費とします。

2. 徴収率の改定は令和7年4月の請求分(令和7年5月10日支払い分)からの適用となります。
3. 問い合わせ先: 佐伯建設安全衛生推進会 事務局(安全品質環境部:
TEL 097-536-1521)までご連絡ください。

以上